

メリット

1

10分野のものさしで、
住宅の性能が分かります。

「構造の安定」や「省エネルギー性」「劣化対策」「空気環境」「遮音性」など、住宅に必要な性能を10分野に分けて等級や数値で表されるので、性能の確認・比較がしやすくなります。

メリット

2

国に登録された第三者機関(富山
県建築住宅センター)の評価が受
けられます。

登録住宅性能評価機関が住宅の性能を評価。その結果は、設計段階の「設計住宅性能評価」の評価書を、施工・完成段階の現場検査を経た「建設住宅性能評価」として評価書を交付されます。

メリット

3

住まいを売買するとき
評価内容が契約に生かれます

新築住宅において住宅供給者が契約書に住宅性能評価書やその写しを添付した場合には、住宅性能評価書に表示された性能を有する住宅の建設を行う(または、そのような住宅を引き渡す)ことを契約したものとみなしたことになります。

メリット

4

円滑、迅速で、専門的な
紛争処理が受けられます。

もし建設住宅性能評価書が交付された住宅でトラブルが発生した場合、国土交通大臣が指定する「指定住宅紛争処理機関(各地の弁護士会)」に紛争処理を申請することができます。
・裁判によらず紛争を円滑・迅速に処理
・紛争処理手数料1件あたり1万円可能

メリット

5

「住宅性能評価」を受けた住宅は
地震保険料が優遇されます。

地震保険料は耐震性能の等級に応じて割引が受けられます。また、免震建築物であることが表示された場合も、30%の割引を受けることができます。

| | | | |
|------|-----|-----|-----|
| 耐震等級 | 3 | 2 | 1 |
| 割引率 | 30% | 20% | 10% |

メリット

6

住宅かし保険の加入や
「長期優良住宅」の
認定手続きがカンタンに。

住宅性能評価書を取得した住宅は、住宅かし保険加入のための検査や「長期優良住宅」の認定手続きを一部省略できるなど、手続きがカンタンになる場合があります。

メリット

7

フラット35の手続きがカンタンに。

「住宅性能評価書」を取得した住宅はフラット35を利用する場合、手続きがカンタンになるなどのメリットがあります。